

奈良県告示第二百三十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

表会計局に勤務する出納員の項中「奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」を「奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則」に改める。